

国際連合気候変動枠組条約 CDM理事会第68回理事会概要報告

2012年 7月 21日

経済産業研究所・東京大学 戒能
kainou-kazunari@rieti.go.jp

日 時 2012年 7月16日(月) - 7月20日(金)

場 所 ドイツ・ボン UN Campus

主要結果

1. 定足・構成

1-1. 出席理事構成 (欠席なし, * 3日目から)

代表地域・国	代表理事(=投票権有)	代理理事(同なし)
欧州他	Mr. Martin. H (イギリス:副議長)	Mr. Thomas B. (EU)
アフリカ	Mr. Victor K. (コンゴ)	Ms. Fatou G. (ガンビア)*
アジア	Mr. Shafqat K. (パキスタン)	Mr. Hussein B. (ヨルダン)
東欧	Ms. Diana H. (アルメニア)	Ms. Natalie Kushko (ウクライナ)
中南米	Mr. Antonio Gold.(メキシコ)	Mr. Eudaldo Calvo (ペルー)
AOSIS	Mr. Hugh Sealy (グレナダ)	Mr. Amjad Abdulla (モルジブ)
途上国全般	Mr. M. Duan (中国:議長) Mr. J.D. Miguez (ブラジル)	Mr. Qazi Kholiquz. (バングラ) # Mr. Washington Zk.(ジンバブエ) #
先進国全般	Mr. Martin Cames (ドイツ) 戒能 一成 (日本)	Ms. Pauline Ken. (豪州) Mr. Peer Stiansen (ノルウェー)

EB#68から新任(2名)

2. 運営管理 (議題2.1~2.5)

2-1. 自発的退役口座(Voluntary Cancellation)の開設 (議題2.4) 元Annex-4

- 1) 背景 - 締約国会議(CMP)の検討指示
- 2) 結果 - A. 管理目的の退役口座, B. CDM事業者(PP)のみによる自発的退役口座 を開設
- 3) 議論 - 途上国や環境NGOなど広範な主体の自発的退役を認めるべきとの意見があったが、不特定多数の者に口座開設を認めることは困難との技術的理由などから却下
- 4) 対処 - 日本国内で自発的退役を希望する場合は、CDM事業者(PP)でなければ上記口座は利用できないため、付属書I国のどこかのRegistryの退役口座を使用ありたい

2-2. CCS(炭素回収貯留)-WG 人事 (議題2.4)

- 1) 背景 - WG新設決定(EB#66)に伴う人選, 任期1年
- 2) 結果 - 6名のWG委員を選定、日本からの参加はなし (詳細は会議録参照)

3. 個別案件 (議題3.1~3.4) (※ 個別案件についての議論は全て守秘義務対象のため非公開)

3-1. DOE信認 Accreditation

重要

- 1) 背景 - 信認パネル(AP)からの提議などに基づきDOEに対する処分の妥当性を討議
- 2) 結果
 - 資格停止 - E-0002 JACO-CDM (日本)のScope5-12,15を資格停止処分 (他は保留)
 - 立入検査 - E-0013 TUV-Rheinland (中国)に立入検査を実施 (理事会決定による)
- 5) 注記 - DOEの事業実績評価・立入検査などによる問題点の指摘は増加しており、再三の不適合勧告への対応を怠ると信認資格停止などの不利益処分を受けることとなる
 - DOEの信認資格問題への関係機関・利害関係者への一層の注意を再度喚起したい

3-2. 登録 Registration

- 1) 背景 - 事務局・調査チーム(RIT)の見解が一致した場合「登録」又は「拒絶」となる
 - 両者の見解が異なる場合は理事会に掛かり、否決されなければ「登録」となる
 - 両者とも「登録」又は「拒絶」でも 20日以内に異議を述べれば理事会で再審議可能
- 2) 結果 - 事務局・調査チーム(RIT)の見解が異なる 2事業を全て登録、拒絶なし

3-3. 発行 Issuance

- 1) 背景 (上記 3-2. 登録 に同じ)
- 2) 結果 事務局・調査チーム(RIT)の見解が異なる 2事業のうち 1事業の発行を承認
 - 1事業の発行を拒絶 - #2924 太陽熱調理器普及事業 (中国)

4. 制度改正(1) 事業基準全般 (議題4.1)

4-1. 追加性検証手法の改善 Additionarity Demonstration 元Annex-6 重要

- 1) 背景 - 締約国会議(CMP)依頼事項、ベースライン・監視に関する包括的見直しを指示
- 2) 結果 - 次回理事会以降 継続検討
- 3) 議論 - 見直しの論点は以下のとおり、ACM0013に関する議論(後述)などで再三見解が分かれ時間を消耗したが、結果として下記の 3論点を重点化することを決定
 - (重点) 追加性証明において(不確実性の大きい)CER収入を考慮することの妥当性
 - (重点) 同 原油価格の予測など困難な課題を要求することの妥当性
 - (重点) 同 CDM審査中案件の採用技術を事業者に考慮させることの妥当性
 - 追加性証明の投資分析における投入要素価格(及びその証明方法)の妥当性
 - 同 投資収益率ベンチマークの内容・検証手法の改善
 - 同 投資分析の不確実性と、ベンチマークとの差が僅差な事業の取扱い
 - 他 公共部門における投資分析手法、投資障害分析・規制制度分析(E-)の妥当性
- 5) 注記 - EB#65 以来再三提起されてきた議論であり、環境十全性を重視し厳格化を求める意見とCDMの合理的推進・LDCへの拡大を求める意見が尖鋭に対立する「難題」

4-2. 「抑圧需要」ガイドライン改正 Suppressed Demand 元Annex-7, 新Annex-2

- 1) 背景 - 基礎的需要の定義拡大(衛生,運輸分野), 代替技術決定方法の妥当性などを改訂
- 2) 結果 - 改正案を採択
- 5) 注記 - 「抑圧需要」対策とは、低開発国では現状のエネルギー消費や炭素排出がほぼ 0 であっても、それは貧困による需要の抑圧が原因であるとし、基礎需要分迄の排出を加算したベースラインを設定して削減量を上方に調整する措置をいう

4-3. 集合事業(PoA)での「交叉効果」ガイドライン改正 元Annex-9, 新Annex-3

- 1) 背景 - 集合事業(PoA)での複数方法論使用による「交叉効果」, EB#67で素案検討済
- 2) 結果 - 改正案を採択

5. 制度改正(2) 個別事業基準 (議題4.1)

5-1. CDM事業に関する基準(1) 大規模方法論・ガイドライン

(1) 系統に接続された化石燃料火力発電の効率向上方法論 (ACM0013) - 継続検討 重要

- 1) 背景 - EB#65 で停止処分, 以降方法論パネルで改訂案を検討、EB#67で再度継続検討
- 2) 結果 - 改訂案を再却下, 政策論として指摘された問題を理事会で再々検討
- 3) 議論 - 以下の 3要件について理事会で政策論として至急議論することに合意
 - (重点) 追加性証明において(不確実性の大きい)CER収入を考慮することの妥当性
 - (重点) 同 原油価格の予測など困難な課題を要求することの妥当性

- (重点) 同 CDM審査中案件の採用技術を事業者に考慮させることの妥当性
- 5) 注記 - 締約国会議(CMP#7)からは検討を急ぐよう指示があったが、上記議論のとおり政策論との関係を指摘する理事が多く、議論の末 再々検討となった
- 環境NGO(登録オブザーバ)から非採択・検討継続を歓迎との意見あり
- (2) コ・コンポスト化による有機廃棄物処理 (AM0039) 廃止関係 - 継続検討
- 2) 結果 - AM0025 に完全包含されるため廃止とする方法論パネル提案を却下
- 3) 議論 - AM0025 の方が AM0039 より要件が厳しく「事実反する提案」であるとして理事会で議論紛糾、廃止提案を却下し方法論パネルに逆送致となった
- (3) PoA事業での方法論の適用可能性について
- 1) 背景 - EB#68 で 方法論パネルから提案(照会)
- 2) 結果 - 提案(照会)自体を却下、方法論別のPoA適用可能性を個別判断
- 3) 議論 - 既存方法論は原則PoA適用可能であるが、方法論別に適用可否が別途指定されている場合の扱い、方法論パネルによるガイダンスの可否を巡り理事の見解が分かれ議論紛糾し却下
- (4) 裾切水準ガイドライン案・計測誤差の取扱いについて 元Annex-8,10
- 1) 背景 - 締約国会議(CMP)要請事項、裾切水準設定関連
- 2) 結果 - いずれも継続検討
- 3) 議論 - 裾切水準をDOEが実際に適用する場合のガイドライン案を検討
- 計測誤差は「裾切水準(Materiality)の議論から除外する必要があるが、現状用いられている手法がバラバラであるため、事務局より統一的手法への移行を提案
- 移行時の影響評価、計測頻度問題などを更に検討するよう指示
- 5) 注記 - 今後 PS, VVSなどの改訂案とともに理事会に再提案され採択の見通し
- (5) 標準化ベースラインの設定に関するガイドライン案 元Annex-11
- 1) 背景 - 理事会(EB#66)要請事項
- 2) 結果 - 採択に向けてパブリックコメント開始
- (6) 大規模方法論 (承認分)
- (新設) 以下 3件を承認
- AM0105 データセンターの動的省エネ措置による排出削減 新Annex-4
 - AM0106 石灰製造窯の改良による省エネ措置による排出削減 新Annex-5
 - AM0107 天然ガスを利用した新型コージェネレーションによる排出削減 新Annex-6
- (改訂) 上記関係を除く 9件を全て承認- 新Annex-7 ~ 新Annex-15 参照

5-2. CDM事業に関する基準(2) 小規模方法論・ガイドライン

(1) 小規模方法論 (承認分)

(新設) 提案された以下 4件を承認

- AMS III.BC 運輸分野での効率改善による排出削減 新Annex-16
- AMS III.BD アルミ鋳造の造塊法から溶湯法への転換による排出削減 新Annex-17
- AMS II.P 農業用ポンプ効率改善による排出削減 新Annex-18
- AMS II.Q 業務用ビルにおける省エネ・エネルギー転換 新Annex-19

(改訂) 提案された 6件を全て承認- 新Annex-20 ~ 新Annex-25 参照

(2) 小規模ガイドライン

a. 小規模事業における簡易追加性証明に関するガイドライン

- 1) 背景 - 理事会(EB#67)継続検討事項 新Annex-27

現状は太陽光, 洋上風力, 海洋(波力・潮力)($<15\text{MW}$)のみが簡易追加性証明の対象であるが、 100kW 級規模の系統非接続再生可能エネルギー電力など3分野への拡大を検討

- 2) 結果 - 改正案を採択
- 3) 議論 - 原案では孤立システムや集落電化の普及率の閾値について感度分析に基づき2案が示されたが、再生可能エネルギーや小規模省エネ促進の意味で広い方(5%, 20%)を採択、技術進歩による「卒業」の可能性・条件については別途議論

b. 零細規模事業における簡易追加性証明に関するガイドライン

- 1) 背景 - 理事会(EB#67)継続検討事項 新Annex-26
現状は $5\text{MW}/20\text{GWh}/2\text{万tCO}_2$ 以下の零細事業を、各国DNAが指定する「特別低開発地域(SUZ)」で導入する場合のみ自動追加性証明可、対象拡大・定義見直しを検討
- 2) 結果 - 改正案を採択
- 3) 議論 - 対象拡大・SUZ定義見直しを巡り活発な議論が行われたが、SUZの定義は
 - US\$2/人・日が50%以上を占める地域
 - GNI/人が US\$3000未満かつ当該地域が当該国の所得下位 20%の地域のいずれかの条件を満たせば可とすることで決着

5-3. CDM事業に関する基準(3) 植林・再植林(A/R)方法論・ガイドライン

(1) 植林・再植林(A/R)ツール・ガイドライン (承認分)

- (新設・統合) 以下 2件を承認 新Annex-29,30
- a. AR AMS0007 「草地・農耕地での小規模単純化ベースライン・監視手法」改訂
 - b. AR AMS0003 「湿地での植林・再植林での小規模単純化ベースライン・監視手法」改訂
 - c. AR AMS0001,2,4,5,6 の上記 2方法論への統合・廃止
(廃止) - A/R事業における排出源の有意性の確認ツール(不要化)

6. 制度改正(3) 手続関係 (議題4.2)

6-1. 加盟国の承認書(Letter of Approval)停止・撤回時の措置 元Annex-18 重要

- 1) 背景 - 締約国会議(CMP#7)での指示による検討
- 2) 結果 - 締約国会議に対し停止・撤回日時など理事会への必要な情報提供を要請し、停止・撤回時の手順などを更に検討することで合意、事実上継続検討
- 3) 議論 - 締約国が遡及撤回を行った場合などの問題を巡り活発な議論が行われたが、理事の見解が分かれ事実上継続検討となった
- 5) 注記 - 現実的要請として、実施国の承認を受けておきながら事業を長期間実施しない休眠事業者の問題が指摘されており、今後実際に停止・撤回が行われる見込み

6-2. 「重大な欠陥」関係 Significant Deficiency 元Annex-19 重要

- 1) 背景 - DOEが有効化や認証過程において、故意又は重過失によりCERを過剰発行させた場合の賠償手続・制度整備を検討、EB#63以来の継続検討事項
- 2) 結果 - 賠償責任の損害保険填補を促進するための補完策として、CER Pool (ある種の互助責任保険) を設ける可能性についてパブリックコメント開始
- 3) 議論 - DOEより賠償責任の保険填補のために賠償責任の限定が不可避との意見表明があり、同種の締約国会議(CMP)指示にも鑑みて以下について議論
 - i 保険填補促進のための賠償責任の数量上限又は時効の設定(の是非)
 - ii i の補完策としての CER Pool 創設 (限定・除外された賠償分の補填)

iii 抗議過程・手続の設定

- 当該 CER Pool の目的・構築(負担)方法・管理者・モラルハザード回避策につき、パブコメの結果を得て更に検討予定

4) 対処 - 利害関係のある DOEは意見提出に対応ありたい

6-3. 標準化ベースラインの設定関係 Standardized Baseline 元Annex-16,17

2) 結果 - 以下の事項を決定

- 標準化ベースラインの設定手続 - 採択 元Annex-17・新Annex-32
- 標準化ベースラインによるPS,VVS改訂関連 - 継続検討 元Annex-16

7. 政策論 (議題4.3)

7-1. 信認システムの改善作業計画 元Annex-20

- 1) 背景 - 理事会(EB#66)要請事項
- 2) 結果 - 作業計画案を採択
- 3) 議論 - DOE信認過程の合理化・強化などについて議論、特に再三不適合を改善しないDOEへの措置、認証能力(Competence)証明手法の改善について議論あり

7-2. CDM事業の持続可能開発に対する共益的側面(Co-benefit)に関する任意情報提供ツール 元Annex-22

- 1) 背景 - CDM事業が温室効果ガス削減以外の側面で「持続可能な開発」にどのように貢献しているかを事業者が任意に情報提供する手法を EB#67以来継続検討
- 2) 結果 - 任意情報提供ツール案についてパブコメ開始
- 3) 議論 - 素案は "No harm principle" に基づいた「負の側面」に偏った内容であるとして、積極的な効果など「正の側面」を記載できるようにするなど改善方策を議論

7-3. PoAにおける同一DOEの有効化(Validation)と認証(Verification)の実施問題

- 1) 背景 - DOEからの照会、原則は不可であり理事会の承認を要する事項
- 2) 結果 - 本件照会においては何の理由も示されていなかったため却下
 - 理由の説明手順などについて事務局に検討開始を指示

8. 雑感

8-1. CDM理事会の議論の動向

- CER価格の崩落(～ EUR 5/tCO₂)を受けて、従来の環境NGO側に加えて事業推進側からも環境十全性の厳格化(= CER発行量の制限)を求める意見が出てきており、危険な兆候
- 一方で NAMAsなど新興排出権取引制度との競合上、過去数年来の「簡素化・合理化」路線は継続せざるを得ず、CDMを巡る議論はますます困難化・膠着化が見込まれる

今後の予定

第69回理事会 (EB#69) 日時: 2012年 9月 7日(金)～ 9月13日(木) タイ・バンコク
第70回理事会 (EB#70) 日時: 2012年 11月 ドバイ・ドーハ

CDM CER発行状況の概況 (2012年 7月 20日現在)

(登録・発行)

- 登録済事業数 4,366
 - うち集合事業(PoA) 23
- 発行済 CER量 9.71億t-CO₂